

申告相談が始まります

必要な書類等のご準備をお願いします

●問い合わせ

税務課 電話 55-3113
申告会場 電話 55-2859
(期間中のみ)

令和6年分所得申告相談を令和7年2月17日から3月17日まで受付します。

相談案内の個別通知は行いませんので、相談期間内に忘れずに申告してください。

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次のⅠまたはⅡのいずれか

Ⅰ マイナンバーカード(顔写真のあるもの)

Ⅱ A+B

A マイナンバーが確認できる書類(通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)

+

B 本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど)いずれかひとつ

②申告相談通知書(ハガキ)

役場から送付された方
前回の申告で、営業・農業・不動産の所得があった方(青色申告者は除く)

③確定申告のお知らせ(ハガキ)

税務署から送付された方

④利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方

⑤源泉徴収票・事業主の支払証明書

給与所得(給料・賃金等)や年金所得のある方

⑥生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合

⑦地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合

⑧医療費の領収書または医療費の明細書

医療費控除を受ける場合

実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、令和6年中に支払った医療費の領収書を月別、個人別、病院別に整理してください。なお、高額療養費、生命保険の収入は差し引きになります。

⑨セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)による領収書等

健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和6年中の購入が1万2千円を超えるとき。この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けられません。

⑩身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合

⑪農業所得の収支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や、相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑫免税所得(免税牛)の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。※名義変更が必要な方は事前に確認してください。

⑬営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類(現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等)及び収支内訳書を持参してください。

⑭金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑮住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

・請負契約書、売買契約書等の写し
・家屋、敷地の登記簿謄本
・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

⑯その他

・令和6年中に土地や建物を買った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取引出書、買取証明書など
・令和6年中に保険金(死亡・満期)を受け取った保険金支払明細書

令和 6 年分 申告相談日程表

【期 間】令和 7 年 2 月 17 日(月) ～ 3 月 17 日(月)

【受付時間】午前 9 時 00 分～ 11 時 30 分／午後 1 時 00 分～ 4 時 00 分

2 月 26 日(水)及び 3 月 12 日(水)は、受付時間を 午後 7 時まで延長します。

【会 場】平田村役場 別棟会議室

月 日	曜日	指定行政区
2 月 17 日	月	小 平
18 日	火	西 山 (一)
19 日	水	西 山 (二)
20 日	木	東 山
21 日	金	上 北 方
25 日	火	下 北 方
26 日	水	駒 形

月 日	曜日	指定行政区
2 月 27 日	木	中 倉 (一)
28 日	金	中 倉 (二)
3 月 3 日	月	永 田
4 日	火	小 松 原
5 日	水	下 蓬 田
6 日	木	打 違 内
7 日	金	乙 空 釜

月 日	曜日	指定行政区
3 月 10 日	月	上 蓬 田
11 日	火	蓬 田 新 田
12 日	水	九 生 滝
13 日	木	鴫 子
14 日	金	指 定 な し
17 日	月	指 定 な し

※行政区ごとに指定日を設けていますが、都合が悪い場合は指定日以外の日でも受付いたします。

※前回の申告で営業・農業・不動産・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者を除く）に、役場から申告相談通知書を送付します。

※給与所得等の方で年末調整が済んでいない場合は、申告相談においでください。

※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談においでください。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。

申告が必要かどうかのフローチャート

《スタート》

令和 7 年 1 月 1 日現在
平田村に住所がある。

いいえ

平田村への申告は、必要ありません。

令和 7 年 1 月 1 日現在で住んでいた市区町村にお問い合わせください。

はい

収入の種類は？

①無収入、非課税収入

（遺族年金、障害年金、失業保険、労災保険、生活保護費、福祉年金など）

②年金収入が 400 万円以内

【400 万円を超える場合は C へ】

③給与収入

④①～③以外の収入

（農業、営業、不動産所得など）

①

同居の家族に扶養されている。

【はいの場合は A へ】

【いいえの場合は B へ】 ※税務課課係へお問い合わせください。

②

年金以外に収入がある。

はい

年金以外の所得が 20 万円を超える。

【はいの場合は C へ】

【いいえの場合は B へ】

いいえ

年金収入が 158 万円以下である。

※65 歳未満(1 月 1 日現在)の人は 108 万円以下。

【はいの場合は A へ】

いいえ

医療費・生命保険料・扶養控除などの所得控除を追加する。

【はいの場合は B へ】

【いいえの場合は A へ】

③

下記のいずれかに該当する。

○給与収入が 2,000 万円以上ある。
○2 箇所以上から給与をもらっている。
※年途中で退職・就職があり、就職先で合算して年末調整した場合は除く。
○勤務先で年末調整をしていない。

【はいの場合は C へ】

いいえ

給与以外の所得がある。

はい

給与以外の所得が 20 万円を超える。

【はいの場合は C へ】

【いいえの場合は B へ】

いいえ

申告をすることで、所得税の還付を受ける。
または、所得税を納付する。

【はいの場合は C へ】

【いいえの場合は B へ】

《判定結果》

A 申告の必要はありません。

B 村県民税の申告が必要です。(役場に申告してください。)

※村県民税が非課税であることを要件とするサービスや料金の軽減などを受ける場合は必ず申告してください。

C 所得税の申告が必要です。

(役場・税務署・ネットで申告できます。)

下記のいずれかに該当する。
○年末調整の内容に変更がある。
○医療費控除を受けたい。

【いいえの場合は A へ】

はい

源泉徴収票の源泉徴収額が 0 円である。

【はいの場合は B へ】

【いいえの場合は C へ】

※農業・営業・不動産所得がある人や医療控除を受けている人は、必ず支出内訳書や医療費控除の明細書(病院、薬局ごと)を作成してきてください。